平成２６年度第１回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会の概要

資料５-２

１　平成２６年度第１回リサイクル製品認定部会の審議結果について

・リサイクル製品認定部会の開催

　平成２６年８月１１日付けで知事から諮問のあった別紙のリサイクル製品５３製品について、平成２６年８月２６日にリサイクル製品認定部会を開催し、認定基準への適合状況等について調査審議を行った。

・審議対象リサイクル製品の内訳

　今回初めて認定申請するものが４製品、認定期間（３年）満了に伴い再申請するものが４９製品であり、製品の種類は、再生舗装材、プラスチック製品、緑化資材、タイルブロック、木製品、日用品及び骨材・粗骨材であった。

・審議の結果

　　諮問のあった別紙のリサイクル製品５３製品（１２事業者）について、認定することが適当と認められた。

２　リサイクル製品の現況について

認定状況　２７０製品（６２事業者）〔平成２６年１０月１日現在予定〕

参　考

○大阪府循環型社会形成推進条例　抜粋

(再生品の認定及び普及)

第12条　知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

○大阪府リサイクル製品認定制度について

対象：府内で排出された循環資源（廃プラ、古紙、コンクリートがら等）を使用して国内で

製造した製品

　　　・申請手数料･･･１申請につき18,000円

認定：６、11月の年２回募集し、10月１日、３月１日付けで認定。認定期間３年間。

基準：リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。

（循環資源の配合率、環境等への配慮、ＪＩＳ規格等への適合など）